⑵　文部科学省において内装仕上工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,000点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事の施工実績を有すること。

博物館施設（※）における、展示面積1,000㎡以上の展示工事を実施した実績を有すること。

※「博物館施設」とは、国宝や国指定の重要文化財を展示できる「公開承認施設」（公開承認施設に関する規定／平成８年文化庁告示第12号）として認定を受けた施設または博物館法（昭和26年12月１日法律第285号、最終改正／平成26年６月４日法律第51号）における登録博物館、博物館相当施設をいう。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成14度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に３か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照））。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①から③の評価項目において資料及び技術提案書の内容に応じ、最高30.9点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①から③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

・展示ケースの品質管理及び模型造形・展示パーツ・グラフィック・サイン・映像音響コンテンツ等製作にあたっての可変的展示対応等

③　工事全般の施工計画

④　企業の施工体制

㈠　品質確保の実効性

㈡　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒100―8959 東京都千代田区霞が関三丁目２番２号　文化庁文化財部伝統文化課アイヌ文化振興係（旧文部省庁舎６階）電話番号03―5253―4111（内線4785）

⑵　入札説明書（図面含む。）の交付期間、場所及び方法

平成29年10月11日から平成29年11月９日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。

上記⑴又は文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ（http://sisetuweb１.mext.go.JP/mdbskn/frontsite/）。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成29年10月12日から平成29年11月10日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（ただし、最終日の11月10日は、15時00分まで。）。

上記⑴に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法

平成29年11月27日から平成29年12月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（ただし、最終日の12月26日は、10時00分まで。）。

上記⑴に同じ。

持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

①　入札書の提出期限は、平成29年12月26日10時00分（必着）紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記⑴と同じとする。

②　開札は、平成29年12月27日11時00分。文化庁特別会議室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、国庫に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。